

第 4882 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 12月 25日 水曜日
----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算

Q：今年度の税制改正では、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算の取扱いが改正になっているようですが、どのようになったのですか？

A：対象が拡充されています。

【解説】

今年度の税制改正では、金融所得課税の一体化の一つとして、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算の範囲の拡充がなされました。

具体的には、次に掲げる公社債及び受益権（特定公社債）が追加され、特定公社債に係る譲渡損失と利子所得及び配当所得との間の損益通算が可能となるとともに、譲渡損失について、3年間繰越控除することが認められることとなりました。

また、今回新たに追加された特定公社債等に係る所得と従来から損益通算及び繰越控除の特定の対象になっている上場株式等に係る譲渡損失及び配当所得との損益通算も行うことができることとなっています。

- ① 公社債等で金融商品取引所に上場されているものその他これに類するもの
- ② 公社債投資信託又は証券投資信託以外の投資信託でその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたものの受益権
- ③ 特定目的信託（その信託契約の締結時において原委託者が取得する社債的受益権の募集が一定の公募により行われたものに限る）の社債的受益権

